

「広報すぎなみ特別号(「杉並区立施設再編整備計画」について)」〔修正抜粋〕

(平成 26 年 5 月に発行した、「広報すぎなみ特別号(「杉並区立施設再編整備計画」について)」からの抜粋です。一部現時点に合わせて修正・加筆しています。)

あんさんぶる荻窪と荻窪税務署等 用地の財産交換について お答えします

Q なぜ、財産交換を行うの？

A 特別養護老人ホーム等の整備に必要な大規模な用地を確保するためです。

- ・急速な高齢化の進展に伴い、今後、要介護高齢者の増加が予想される中で、特別養護老人ホーム等の整備が急務となっています。しかし、住宅都市の杉並区では、整備に必要な大規模な用地を確保することが困難であり、区はこの間、国公有地の活用について検討を進めてきました。
- ・一方、荻窪税務署（天沼三丁目）は老朽化に伴う建替えが課題となっており、国もこの間、税務署の建替えを検討していました。
- ・そうした状況の下で、荻窪税務署及び隣接する国家公務員宿舎跡地（荻窪税務署等用地）は 6,300 m²を超える用地であり、区が一体的に活用することができれば、大規模で特色のある特別養護老人ホームに加え、在宅介護を支援するショートステイなどの整備が可能となります。
- ・区が一体的に用地を活用するためには、税務署の移転が不可欠となります。そのため、あんさんぶる荻窪（荻窪五丁目の複合施設）との財産交換という手法を選択し、平成 26 年 7 月に国と財産交換に向けた覚書を締結し、現在、財産交換についての協議や施設的设计等を進めています。

Q あんさんぶる荻窪にある施設はどうなるの？

A 交換対象用地である荻窪税務署等用地など他所に移転し、機能を継承・充実していきます。

- ・荻窪北児童館の機能・役割は、身近な小学校等を有効活用して、継承・発展させていきます。
 - 学童クラブと小学生の放課後等居場所事業は、桃井第二小学校に必要なスペース等を確保・整備して実施していきます。また、近隣の保育園児が児童館を利用している実態を踏まえて、小学校の敷地内にこれらの園児等のための小規模な遊び場を確保していきます。なお、桃井第二小学校の改築工事期間中の学童クラブと小学生の放課後等居場所事業については、仮設の施設などを整備し所要のスペース等を確保します。
 - 「ゆうキッズ」事業は、乳幼児親子が日中を通して気軽に集い、交流できるよう、杉並保健所内に所要のスペース等を確保・整備していきます。
 - これらの取組の実施体制等は、関係者のご意見を聞きながら、検討・具体化していきます。

- ・福祉事務所や就労支援センター等は、荻窪税務署等用地に建設する（仮称）天沼三丁目複合施設へ移転し、その広さを活用し、生活相談、就労支援、権利擁護などを総合的に提供し、幅広い世代の方々の生活と就労を支援する機能の強化を図ります。
- ・荻窪南第二自転車駐車場及び地域の防災倉庫については、現在のまま存続することを基本に国との協議を進めています。

Q

これまでどのような経緯があったの？

A

平成 25 年 9 月末に区から国へ財産交換の提案を行い、11 月に区長が財務大臣と面談し、区の提案に基づき協議していくことを確認したことで、公表に至りました。その後、地域説明会や区議会等でのご意見を踏まえ、平成 26 年 3 月に策定した施設再編整備計画に反映しました。

- ・平成 26 年 7 月上旬に、国と平成 30 年度を目途に財産交換契約を締結することについての覚書を取り交わし、現在、財産交換についての協議や施設の設計等を進めています。
- ・今後は、平成 28 年第 1 回杉並区議会定例会において財産交換に関する議案の提出を予定しています。

Q

荻窪税務署等用地にはどんな施設が整備されるの？

A

誰もが気軽に利用できる区民の福祉と暮らしのサポート拠点として「（仮称）天沼三丁目複合施設」を整備します。

- ・荻窪税務署等用地は、6,300 ㎡を超える大規模用地であり、この用地を一体的に活用して特別養護老人ホーム棟と複合施設棟からなる「（仮称）天沼三丁目複合施設」を整備します。これにより、若者や現役世代も含め、「誰もが気軽に利用できる区民の福祉と暮らしのサポート拠点」として、区民福祉の向上を図ります。
- ・荻窪税務署等用地を一体的に活用することで、200 床程度の大規模な特別養護老人ホームの整備が可能となります。
- ・施設整備に当たっては、敷地の広さを活かし、在宅介護を支援するショートステイを多数確保するとともに、複合施設棟とあわせて医療や看護を含めた区内全域の地域包括ケア（※）のバックアップ機能を果たすことができる施設の整備を検討していきます。

（※）地域包括ケアとは、高齢者が住み慣れた地域で、また自分が望む住まいで、これまでのような日常生活を継続できるよう医療・介護のサービスを中心に、生活を支援する様々なサービスが適切に提供されることです。

これからの高齢者福祉は、特別養護老人ホームなどの施設整備とともに、在宅での生活を可能な限り支援していくことが求められており、地域包括ケアは、その鍵となるものとして充実強化する必要があります。

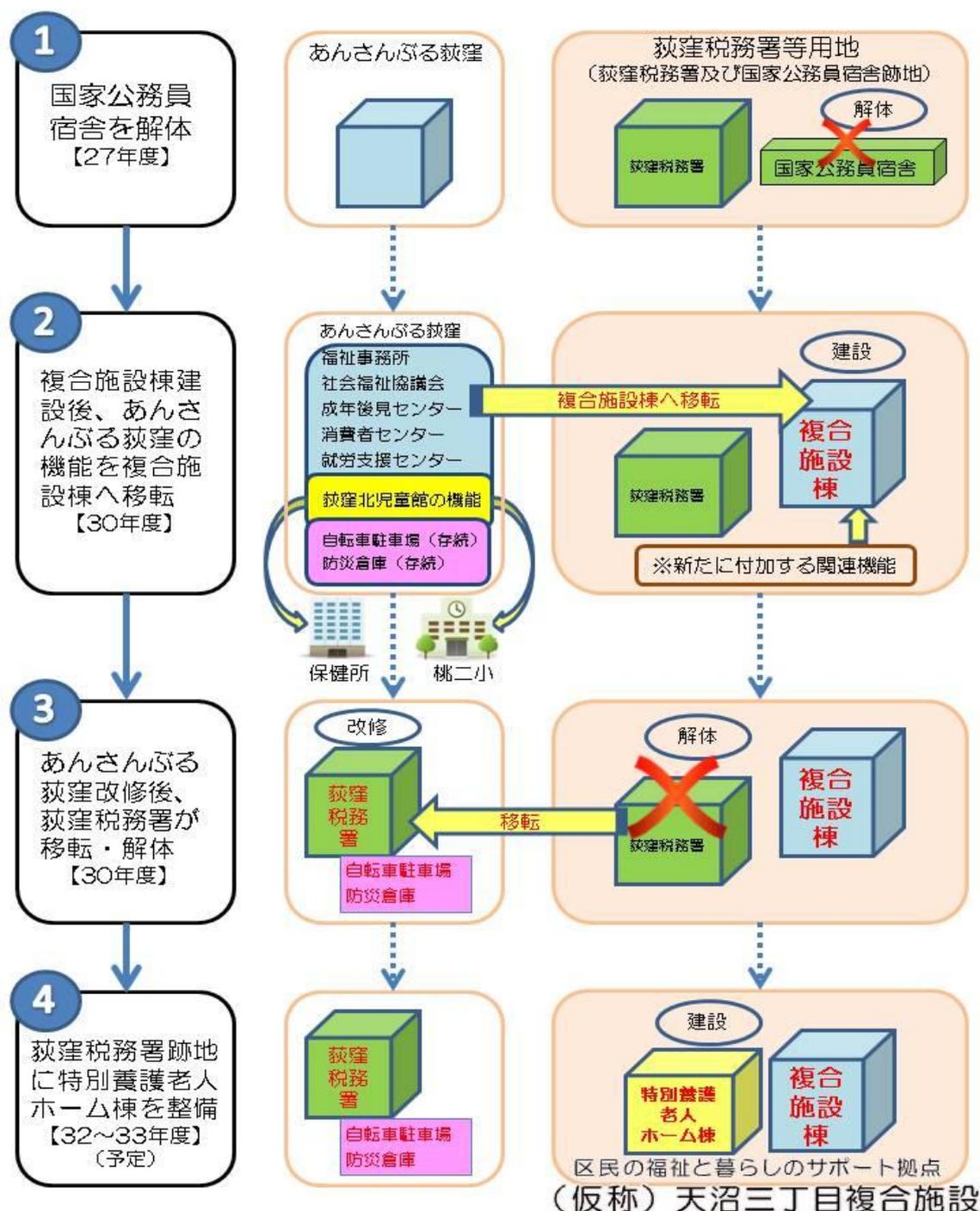
Q

なぜ緊急性のある特別養護老人ホーム棟に先立って、
複合施設棟を整備するの？

A

複合施設棟を先行して整備することで、効率的に必要な施設の整備を行う
ことができます。

- ・ 荻窪税務署とあんさんぶる荻窪はいずれも休館できない施設です。既に廃止されている国家公務員宿舎を早期に解体し、あんさんぶる荻窪の機能などが入る複合施設棟を先行して建設することで、荻窪税務署を含め仮設庁舎の整備が不要になるなど効率的な整備が可能となります。
- ・ 施設を整備する手順は以下のとおりです。



Q

特別養護老人ホームの需要は増えているの？

A

現在約 2,000 人の待機者があり、今後も需要が増加していきます。

- 平成 25 年 10 月現在、区内の特別養護老人ホーム待機者は、約 2,000 人(うち約 1,000 人が緊急性の高いAランク待機者)にのぼります。
- 区は平成 24 年度から 33 年度までの 10 年間で特別養護老人ホームの定員を 1,000 人増やす計画に基づき整備を進めていますが、平成 37 年度には団塊の世代が後期高齢期を迎えるなど、今後、高齢化が一層進み、特別養護老人ホームの需要が増えることが確実です。

Q

荻窪税務署に隣接する国家公務員宿舎の跡地だけで特別養護老人ホームの整備をできないの？

A

国家公務員宿舎跡地(約 3,180 m²)のみでは、敷地面積や土地の形状から、200 床程度の特色ある特別養護老人ホームの整備が困難です。

- 国との財産交換により、荻窪税務署用地と合せて 6,300 m²を超える用地を一体的に活用し、特色ある大規模な特別養護老人ホームと区内全域を対象とした地域包括ケアのバックアップ機能拠点をあわせて整備することで、区民福祉の向上に資することができます。
- 財産交換を行わない場合は、国がこの用地全体で仮施設の設置を含め税務署等の整備計画を考えることになるため、区が国家公務員宿舎跡地の全てを活用できるかは不透明となります。また、仮に国家公務員宿舎跡地の全てを活用できたとしても、敷地面積や土地の形状から、200 床程度の特色ある特別養護老人ホームの整備もできず、当初の予定よりも整備が遅れることが必至です。